

鳥羽市経済応援支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 令和3年8月のまん延防止等重点措置及び緊急事態宣言発出に伴う飲食店の休業・時短営業、外出自粛等の要請に伴い、影響を受けている市内中小法人、個人事業者等の継続を支援することにより、市の経済の安定を図るため、予算の範囲内において支援金を交付するものとし、その交付に関しては鳥羽市補助金等交付規則（昭和49年規則第7号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「対象事業者」とは、まん延防止等重点措置及び緊急事態宣言発出に伴う飲食店の休業・時短営業、外出自粛等の要請に伴い直接影響のある事業所又は直接取引を行う事業所を介して間接影響のある事業所で、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項の中小企業者及び市長がこれに準ずる者として認めるものであって、市内で事業活動を行うものをいう。

(交付対象者)

第3条 支援金の交付の対象となる事業者は、次に掲げる要件の全てに該当し、引き続き営業を行う者で、市長が必要であると認めるものとする。

- (1) 鳥羽市内において当該事業を主たる営業として営んでいること。
- (2) 三重県地域経済応援支援金又は三重県酒類販売事業者等支援金の支給対象であること。
- (3) 支援金申請時において営業実態があること。
- (4) 前年又は前々年8月及び9月の売上収入と2021年8月及び9月の売上収入を比較して30%以上50%未満の減収のあった事業者。ただし、2020年に開業したものについては、前年同月比30%以上50%未満の減収のあった事業者。
- (5) 支援金の申請対象月に、国、県の支援金等（月次支援金、三重県時短要請協力金）の支給対象に該当していないこと。
- (6) 事業に係る必要な許認可等を有していること。
- (7) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 役員等（申請者が個人である場合にはその者を、申請者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ。）が、集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。

イ 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなど

していると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ 申請者の経営に暴力団関係者の実質的な関与があると認められるとき。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、一の事業者につき、売上減少額又は次の金額のいずれか少ない額を支給する。ただし、売上減少額は三重県地域経済応援支援金の給付額を控除したものとす。

(1) 中小企業法人 100,000 円/月

(2) 個人事業主 50,000 円/月

(交付の申請)

第5条 支援金の交付の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、鳥羽市経済応援支援金支給申請書兼請求書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 誓約書(様式第2号)

(2) 2019年及び2020年の確定申告書等又は前事業年度の事業収入が確認できる書類又は開業届

(3) 支援金支給対象月の売上台帳

(4) 事業又は事業所を証明する書類

(5) 前4号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類

(支援金の交付等)

第6条 市長は前条の規定による申請があつた場合は、その内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、支援金の交付を決定し、及び支援金の額を確定したときは、申請者に対してその旨を鳥羽市経済応援支援金交付決定通知書(様式第3号)通知し、支援金の支払いを直ちに行うこととする。

2 市長は前項の規定による審査の結果、支援金を交付しないことを決定したときは、その旨を鳥羽市経済応援支援金不交付決定通知書(様式第4号)により通知する。

(交付の決定の取消し)

第7条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付の決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により応援金の交付を受けたとき。

(2) 第3条第1項第7号アからオまでのいずれかに該当することが判明したとき。

(支援金の返還)

第8条 市長は前条の規定により支援金の交付の決定を取り消したときは、期限を定めて交付した支援金に利息を付して返還させるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。